

令和7年5月26日

監査報告書

学校法人聖マリアンナ医科大学
理事会・評議員会 御中

学校法人 聖マリアンナ医科大学

監事 清水至 
監事 福島弘示 

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人聖マリアンナ医科大学寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人聖マリアンナ医科大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会並びに常任役員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

また、財産目録について会計帳簿の記載と合致していることを確認し、学校法人聖マリアンナ医科大学の財産の状況を正しく示していることを確認した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上